

紛争の死者データと国際刑事裁判： 国際人道法の履行に関与する科学・技術ネットワーク

五十嵐 元 道

はじめに

本稿は、国際人道法の履行において、科学ならびに技術のネットワークがどのように位置付けられ、どのような機能を担ってきたのか、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）の事例をもとに検討する。国際法上、武力紛争中の行為には様々な制約が課されており、それを正当な理由なく逸脱した場合には、通例の戦争犯罪や、人道に対する罪などに問われる場合がある¹⁾。たとえば、文民である住民を殺害、殲滅する場合はそれに当たり、ことによれば、国際刑事裁判の対象になる。実際、ICTYに加えて、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）や国際刑事裁判所（ICC）では、様々な武力紛争の実践に関して、戦争犯罪や人道に対する罪が問われてきた。

しかし、その犯罪をどうやって立証するかは、きわめて重要かつ難しい問題である。紛争下で誰がどのように死に、何人死んだかについて、誰がいかなる方法で調べ、事実を生成するのだろうか。哲学者のジュディス・バトラー（Judith Butler）は、いみじくも「写真による証拠がなければ、残虐行為も存在しない」、また「写真なくして真実はありえない」と指摘し²⁾、写真という存在が抹消された生を再び表象するものと見なした³⁾。バトラーはその論考のなかで写真にのみ言及したが、残虐行為を立証するために必要な証拠は写真だけではなく、より広範で複雑な死者データの塊である。それを誰がどのように生成しているのか。本稿の問題意識はここにある。すなわち、国際刑事裁判の場で犯罪を立証するために必要な、紛争による死者データの生成に関する問いである。そこで本稿はICTYを主要な事例として、ブルーノ・ラトゥール（Bruno Latour）の科学・技術に関するネットワークの諸概念を援用しながら、死者データの生成の構造を分析する。

1) 両者の関係については、木原正樹「武力紛争時における「人道に対する罪」の成立要件としての「広範な又は組織的な攻撃」——国際刑事裁判所規程の適用上「人道に対する罪」が「戦争犯罪」と重複する場合の検討を中心に——」『立命館法学』2002年5号（285号）を参照。

2) ジュディス・バトラー（清水晶子訳）『戦争の枠組：生はいつ嘆きうるものであるのか』（筑摩書房、2012年）、93頁。

3) 同上、121頁。

1 問題の所在と分析枠組み

(1) 紛争下での死者データの生成

一般的な国内の刑事裁判では、殺人事件が起きた場合、現場の検証や遺体および遺留品の解析に基づく死者データが用いられる。紛争（後）社会での国際刑事裁判も、基本的にはこれと同様であるが、死者データ生成の環境が大きく異なる。紛争（後）社会では、行政府の機能が崩壊していることが多く、住民や遺体に関するデータを収集・管理することが著しく困難である。しかも治安やインフラに深刻な問題を抱えることから、NGOや国際組織などの外部アクターが新たにデータを収集することも容易ではない。それゆえ、紛争に伴う死者データは、常に不確かな情報源に基づかざるを得ず、不安定なものになりがちである⁴⁾。

死者データを不安定なものにするもうひとつの要因が、紛争に関与する（した）アクターの政治闘争である。紛争下で誰がどのように死に、何人命を落としたかは、様々な政治勢力の正統性に関わる問題である。たとえば、特定の民族が大量に殺害された場合（しかも、その殺害方法が無差別かつ残虐だった場合）、それを実行した者たちは規範的に悪とされるかもしれない。それゆえ、紛争（後）社会では、それぞれの政治勢力が死者データを自分たちの都合に合わせて形づくらうとする誘因が強く働き、死者データそのものが政治闘争の争点になる⁵⁾。

国際刑事裁判では、そうした環境のなかで、より客観的で説得的な死者データを生成し、提示することが求められる。その際、きわめて重要な役割を果たすのが、死者データの生成に関与する科学・技術ネットワークである。このネットワークの概念については後に詳述するが、すなわち、それは紛争（後）社会で遺体を分析したり、死者数を推定したりするための専門的な科学知識と一定の権威を持った専門家から構成される、グローバルなネットワークである。そうした科学・技術ネットワークが国際刑事裁判で最も機能した事例のひとつがICTYだった。それゆえ、本稿では主要な分析事例としてICTYを取り上げ、科学・技術ネットワークがどのように形成され、どのように国際刑事裁判に関与したのかを検討する。

(2) 先行研究の所在

国際刑事裁判の研究は、移行期正義の研究領域に属する。この研究領域では、紛争（後）社会において、様々な種類の正義がどのように、またどの程度実現することが可能なのかについて議論が重ねられてきた。すなわち、紛争下で行われた虐殺などの暴力を法によって裁く必要性、共同体に生じた無数の亀裂を再度修復する必要性、暴力の被害者が失ったものを回復する必要性、

4) Talor B. Seybolt, Jay D. Aronson, and Baruch Fischhoff, 'Introduction,' in Taylor B. Seybolt, Jay D. Aronson, and Baruch Fischhoff (eds.), *Counting Civilian Casualties: An Introduction to Recording and Estimating Nonmilitary Deaths in Conflict* (Oxford University Press, 2013).

5) Jay D. Aronson, 'The Politics of Civilian Casualty Counts,' in Taylor B. Seybolt, Jay D. Aronson, and Baruch Fischhoff (eds.), *Counting Civilian Casualties: An Introduction to Recording and Estimating Nonmilitary Deaths in Conflict* (Oxford University Press, 2013).

現地共同体の法制度や規範を尊重する必要性、他方で虐殺を許容してしまった社会制度や規範そのものを変える必要性など、(しばしば両立が難しい) 種々の規範的要請の間で何を優先し、どのようにバランスをとり、具体的にどのような実践を行うのかが問われてきた。個別事例の分析から比較研究、さらに規範理論的な研究まで数多くの研究が発表されている⁶⁾。

それに比べて、移行期正義における死者データの生成についての研究は、必ずしも多くない。それらをあえて分類するならば、以下の2つの研究群に分けることができる。第一に、データ生成の手法に関する研究である。先に述べたように、紛争下での死者データの生成には、専門的な科学知識が必要となる。たとえば、法医学や人口学がそれにあたる。法医学 (forensic science) とは、人間の遺体およびそれに関連する物体の分析において、様々な科学的専門知を法の文脈に基づき、適用する分野である⁷⁾。この分野は法医人類学、法医考古学、法医病理学などから構成され、紛争の実態調査において重要な役割を果たしてきた。また人口学 (demography)、なかでも人口に関わる現象を統計数理的に分析する分野は、紛争に伴う人口の増減にその方法論を応用することで、紛争の社会的影響を明らかにしようとしてきた⁸⁾。この第一の研究群は、以上のような

6) この論点に関する代表的な研究としては、たとえば、マーサ・ミノウ (荒木教夫、駒村圭吾訳) 『復讐と赦しのあいだ：ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(信山社出版、2003年)、プリシラ・B・ヘイナー (阿部利洋訳) 『語りえぬ真実：真実委員会の挑戦』(平凡社、2006年)、阿部利洋『真実委員会という選択：紛争後社会の再生のために』(岩波書店、2008年)。ほかにも、Colleen Murphy, *The Conceptual Foundations of Transitional Justice* (Cambridge: Cambridge University Press, 2017); Tricia D. Olsen, Leigh A. Payne, Andrew G. Reiter, *Transitional Justice in Balance: Comparing Processes, Weighing Efficacy* (Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2010); Rosalind Shaw, Lars Waldorf, and Pierre Hazan (eds.), *Localizing Transitional Justice: Interventions and Priorities after Mass Violence* (Stanford: Stanford University Press, 2010) などがある。また、移行期正義の制度や規範としての側面に着目した研究として、望月康恵『移行期正義：国際社会における正義の追及』(法律文化、2012年)、ならびにクロス京子『移行期正義と和解：規範の多系的伝播・受容過程』(有信堂高文社、2016年)。

7) 本稿では、法医学を forensic science の訳語として用いるが、この言葉を直訳すれば、法科学となる。Forensic は裁判や法を意味するのみで、必ずしも医学を示唆するわけではない。しかし、日本語では forensic を legal と区別するために「法医」と訳する傾向が見られるため、本稿では forensic science を「法医学」と翻訳する。Legal との差異が大きな問題になるのは、例えば、forensic anthropology を翻訳する場合である。Legal anthropology と forensic anthropology は、いずれも直訳すれば「法人類学」となるが、法人類学を指すのは通例前者である。前者は人類学の手法で法を分析する分野で、後者は自然科学の観点から人間を分析する自然人類学の一分野で、主に遺体の解析を行う。日本語では後者を法医人類学と呼ぶ傾向がある。法医学については、たとえば、Roxana Ferllini (ed.), *Forensic Archaeology and Human Rights Violations* (Springfield: Charles C. Thomas, 2007); W. J. Mike Groen, Nicholas Márquez-Grant, and Robert C. Janaway (eds.), *Forensic Archaeology: A Global Perspective* (Chichester, West Sussex: Wiley Blackwell, 2015); Soren Blau, Douglas H. Ubelaker (eds.), *Handbook of Forensic Anthropology and Archaeology* (London: Routledge, 2016) を参照。

8) たとえば、Jana Asher, David Banks, and Fritz J. Scheuren (eds.), *Statistical Methods for Human Rights* (New York; London: Springer, 2008); Daniel Manrique-Vallier, Megan E. Price, and Anita Gohdes, 'Multiple Systems Estimation Techniques for Estimating Casualties in Armed Conflicts,' Seybolt, Aronson, Fischhoff, *Counting Civilian Casualties*; Nicholas P. Jewell, Michael Spagat, and Britta L. Jewell, 'MSE and Casualty Counts: Assumptions, Interpretation, and Challenges,' Seybolt, Aronson, Fischhoff,

調査理論や技術の更新を目指すものである。

第二に、紛争に関わる死者データの生成過程、およびデータの社会的機能に関する分析である⁹⁾。すなわち、死者データがどのように生成され、いかに社会に影響を与えてきたのか分析する研究群である。こうした研究はまだ始まったばかりで、萌芽的かつ断片的なものにとどまっている。たとえば、旧ユーゴスラビア紛争に関わって実施された法医学調査を、社会学および政治学的に分析した研究が幾つか存在する。たとえば、ハワード・ボールの *Working in the Killing Fields: Forensic Science in Bosnia* や、サラ・E・ワグナーの *To Know Where He Lies: DNA Technology and the Search for Srebrenica's Missing* などがある¹⁰⁾。前者はボスニアで法医学者らがどのように活動したのか概観し、後者はスレブレニツァ事件での法医学調査に用いられたDNA鑑定技術がボスニア社会に与えた影響について検討している。しかし、いずれも法医学がICTYで担った機能については、ほとんど触れていない。また、死者データという点では、法医学だけでなく、人口学も犯罪の規模を明らかにするという点で重要な役割を担っているが、その点も分析されていない。それゆえ、死者データ生成の全体像が十分に明らかになっていない。

そこで本稿は、紛争（後）社会で誰がどのように死者データを生成するのか、また、そのデータは国際刑事裁判においてどのような機能を持つのかについて検討する。

（3）分析枠組み

では、紛争（後）社会での死者データの生成の構造をどのように分析すべきなのか。本稿では、まず紛争（後）社会をひとつの「場」と措定する¹¹⁾。この場では、死者データの生成をめぐる複数のアクターが相互作用（しばしば闘争）しながら、データ生成に関与しようとする。アクターは多岐に渡る。紛争当事者である政治勢力（あるいは武装勢力）から、死者の家族、外部から介入する国家、さらに国際組織やNGOなどが含まれる。

とりわけ本稿が着目するのが、死者データの生成に関連する専門的な科学知識や技術を持ったアクターである。彼らは国際刑事裁判の場で、判決にとって非常に重要な証拠として死者データの提供を行う。冷戦後に行われてきた国際刑事裁判では、ある特定の犯罪を立証するには法医学的専門知に基づく証拠が不可欠であると前提された。この点は一般的な（国内での）刑事裁判と

Counting Civilian Casualties.

- 9) たとえば、Elisabeth Anstett and Jean-Marc Dreyfus (eds.), *Human Remains and Identification: Mass Violence, Genocide, and the 'Forensic Turn'* (Manchester University Press, 2015); Malanie Klinkner, 'Forensic Science Expertise for International Criminal Proceedings: An Old Problem, a New Context and a Pragmatic Resolution,' *The International Journal of Evidence & Proof*, 13, 2009; Peter Andreas and Kelly M. Greenhill, *Sex, Drugs, and Body Counts: The Politics of Numbers in Global Crime and Conflict* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2010); Aronson, 'The Politics of Civilian Casualty Counts.'
- 10) Howard Ball, *Working in the Killing Fields: Forensic Science in Bosnia* (Washington, D.C. : Potomac Books, 2015); Sarah E. Wagner, *To Know Where He Lies: DNA Technology and the Search for Srebrenica's Missing* (Berkeley: University of California Press, 2008).
- 11) 場の理論の国際関係論への応用については、五十嵐元道「国際関係論におけるリフレキシビズムとは何か：ポスト実証主義の理論的展開」『関西大学法学論集』68（1）、2018年5月を参照。

同様であるが、国際刑事裁判の場合、法医学調査に必要な機構をしばしば一から作り上げなければならぬ。

そこで求められる専門知は多様である。遺体の発掘には（法的な証拠能力の確保の観点から）適切な発掘が可能な法医学考古学者はもちろん、紛争（後）社会での活動に必須な警備や地雷撤去の専門家が必要である。さらに発掘されたものを記録・分析する法医学人類学者、データベース作成の専門家、遺体の属性や死因を解明する法医学病理学者、身元判別に重要なDNA鑑定を行う専門家、遺体のデータと照合するための失踪者リストの作成者などが死者データの生成に関わる。

彼らは単独では機能せず、ネットワークを形成して、はじめて役割を果たすことができる。社会学者ブルーノ・ラトゥールは著書『科学が作られているとき』のなかで、科学者や技術者が事実や機械を生産した時、それらが多くの支持者を得て、最終的に既成の科学として広く受容されるまでの過程を明らかにしようとした。そこで「ネットワーク」という概念を提示した。ラトゥールによれば、事実を生産するのはごく一部の人々だけで、彼らは科学を行っていない大多数の人々とつながることで、はじめて可視化され、影響力を持つ。科学や技術のネットワークは広く拡散している一方で、リソースが蓄積されているのは非常に少数の場所にすぎない¹²⁾。国際刑事裁判に関与する法医学者などの専門家ネットワークも、こうした特徴を備えている。大規模な武力紛争に対応できる死者データの専門家はそもそも人数が少なく、世界各地に点在している。紛争（後）社会の場合、こうした専門家を国内のみで見つけることは難しく、国境を越えて人材を探す必要がある。国際刑事裁判は、こうした専門家をひとつのネットワークとして構成し、死者データを生成する機構として整える。判決に必要な科学的な死者データは、こうした機構なしには生成困難である。

もうひとつ重要なアクターとして措定しなければならないのが、死者の遺体である。遺体は生者と異なり、自ら発話したり、行動したりすることができない。しかし、遺体には生前、主体的に行動した数多くの痕跡が刻み込まれている。遺体は存在するだけで、生きているアクターに重大な影響を与える。遺体は社会規範に則して、モノとしてではなく、かつて生きていた人間として扱うよう要請される。それゆえ、国際法上でも戦争に関わる遺体の扱いについて規定が存在し、一方的に破壊することは国際法に違反する行為となる¹³⁾。遺体は法医学者などの専門家を通じて、自らの死に関する情報を発信する。逆に、法医学者はいくら専門知を持っていても、遺体が存在しなければ、死について語ることができない。つまり、死者データの生成には、死者の遺体と法医学者が結びつくことが不可欠である。遺体は死者データの生成の過程に不可欠であり、そこに生前の痕跡を提供するかたちで参加する限り、アクターと呼ぶことができる¹⁴⁾。ただし、彼らは自

12) ブルーノ・ラトゥール（河崎勝、高田紀代志訳）『科学が作られているとき：人類学的考察』（産業図書、1999年）、308-364頁（Bruno Latour, *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society* (Cambridge: Harvard University Press, 1987), pp. 179-213)。

13) たとえば、1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書第34条。

14) 死者が人権の主体たりうるかという問いについては、Adam Rosenblatt, *Digging for the Disappeared: Forensic Science after Atrocity* (Stanford: Stanford University Press, 2015), pp. 153-165を参照。

らを表象する能力があるわけではない。これと同様に、失踪者の家族もネットワークの一部であり、やはり重要なアクターである。彼らの証言やDNAが死者データ生成の不可欠な要素となるためである。

こうした種々のアクターがネットワーク状に結びつくことで、死者データを生成する。国際刑事裁判に関わる専門家は、それぞれの専門分野の科学者や技術者とゆるやかにつながり、その知見や技術、方法論について絶えず議論を行い、より適切なものを探求する。ラトゥールは、専門家からなるネットワークによって生成された事実と、科学者による分析や検証を経ずに人々の印象を基に生成された事実を対比し、前者を「より固い事実 (harder facts)」、後者を「より柔らかい事実 (softer facts)」と呼んだ¹⁵⁾。この区別は、死者データについてもきわめて有用である。紛争での死者数は、様々なアクターの思惑が混ざり、しばしば根拠なく増減する¹⁶⁾。国際刑事裁判は、こうした柔らかい事実と対峙し、より固い事実を構築したうえで判決を下す。しかし、ラトゥールが指摘するように、より固い事実は多くの人々にとって理解が難しい分、伝播しにくい。科学・技術ネットワークは細い線からなる網の目にすぎず、大衆を動かすことは容易ではない。それゆえ、科学・技術ネットワークを通じて生成された死者データもやはり、現地社会で簡単に受容されるとは限らない。しかし、科学的知見に基づく死者データは、容易に論理的に反駁され否定されることもない。これが判決の強固な基礎づけとなる。

(4) 事例の選択

こうした科学・技術ネットワークが最も死者データの生成において機能した事例のひとつが、ICTYだった。ほぼ同時期に開かれたルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) と比較しても、関与した専門家の人数や活動した期間の点で、ICTYは他に類を見ない規模であった。ICTYは、1990年代に起きた旧ユーゴスラビア紛争に伴い、そこで生じた戦争犯罪を裁くために1993年に設立された国連初の刑事裁判所で、国際刑事裁判としてはニュルンベルクならびに東京裁判以来の事例だった。それゆえ、本稿ではICTYを主要な分析対象とする。本稿は一次資料としてICTYの裁判記録、判決、専門家の報告書、死者データの生成に携わった専門家の論考および回顧録、様々な媒体に収録されたインタビューを用いる。

ちなみに、旧ユーゴスラビア紛争をめぐるのは、国際法上、その紛争の性質をどのように捉え(たとえば、内戦なのか国際紛争なのか)、どの条文を適用すべきなのかなど¹⁷⁾、国際法上の論点が数多く存在する。けれども、本稿はそうした国際法上の諸論点を再検討するものではない。あくまで、ICTY(とりわけ、そこでの事実の認定)において科学・技術ネットワークが果たした役割

15) ラトゥール、前掲書、注12、351-359頁 (Latour, *Science in Action*, pp. 206-210)。

16) Kelly M. Greenhill, 'Counting the Cost: The Politics of Numbers in Armed Conflict,' in Peter Andreas and Kelly M. Greenhill, *Sex, Drugs, and Body Counts: The Politics of Numbers in Global Crime and Conflict* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2010)。

17) たとえば、Claire Garbett, *The Concept of the Civilian: Legal Recognition, Adjudication and the Trials of International Criminal Justice* (New York: Routledge, 2015), pp. 63-67.

を分析することを目的とする。

(5) 紛争の死者データとは何か

ICTYの科学・技術ネットワークの分析に入る前に、予備的考察として、紛争に関する死者データとは何かを検討する。本稿では死者データを「紛争によって生じた死を何らかのかたちで表象するデータの束」と定義する。国際刑事裁判に関わる死者データとしては、次の3つが特に重要である。(1) 失踪者・死者リストの記録、(2) 死者の属性および死因の説明、(3) 死者数の推算である。以下、それぞれについて説明する。

紛争(後)社会では、紛争中から失踪者・死者リストの作成を行うことがある。これを行う代表的な組織が赤十字国際委員会(ICRC)である。ICRCは19世紀から戦争で死亡した兵士のリストを作成し、銃後の家族に兵士の安否を知らせる活動を展開してきた¹⁸⁾。それが後に紛争に伴う失踪者リストの作成と、そこに記載された人々の生死の調査と確認に発展した。国際人道法上、紛争に関わる失踪者については、紛争当事者がその安否に関する情報を提供する義務があり、ICRCはそれについて調査することが認められている。これらはジュネーブ諸条約の第一追加議定書第33条などに規定されている。旧ユーゴスラヴィア紛争でもICRCはこうした調査活動を実施した¹⁹⁾。その際、失踪者については、氏名や住所だけでなく、服装や身体的特徴など、様々な情報が収集される。そうすることで、発見された遺体の情報と照らし合わせることが可能になる。こうして個人情報に基づいた膨大なデータベースがつくられる。

国際刑事裁判の場合、犯罪を立証するうえで、死者の属性および死因の説明がきわめて重要になる。そこで必要なのが遺体の解析である。調査はまず、遺体が埋まっている大量埋却地(mass graves)を発見することから始まる。運よく埋却地が見つかり、そこから遺体を発掘する。遺体は、発見された状況、遺留品、身体的特徴、損傷の様態などを総合的に分析することで、属性と死因が明らかになる(場合がある)。このデータ生成の過程に関与するのが法医学の専門家、すなわち法医考古学者、法医人類学者、法医病理学者などである。

ただし、ここで生成された死者データは、専門知の範囲内でのみ、解釈が提示される。たとえば、法医学者は遺体の死因について可能性の束を示すが、そのなかからひとつを選んだり、そこに法的な解釈を加えたりはしない。とりわけ問題となる犯罪の帰責性については論じない。法的な判断と、法医学的な事実の確定は線引きされる。また、法医学調査は、あくまで犯罪に一定のパターンが存在したことを明らかにするために行われるのであって、必ずしも紛争の全貌を明らかにするためのものではない。すなわち、紛争の包括的な実態調査と、裁判に関わる法医学調査も原則として区別される。

法医学調査チームには、客観性や独立性がある程度求められる。ICTYの場合、法医学調査チ

18) 五十嵐元道「紛争の証言者としての人権NGOの出現——人道危機監視ネットワークの生成と展開」『国際政治』193号2018年、144頁。

19) ICMP, *Missing Persons from the Armed Conflicts of the 1990s: A Stocktaking on the Effort to Locate and Identify Missing Persons in Bosnia and Herzegovina* (Sarajevo, October 2014), pp. 27-31.

ームには、分析段階で調査の文脈や背景的な知識をできるかぎり与えないような仕組みになっていた。これは分析に何らかのバイアスが生じるのを防ぐためである。実際、分析者のバイアスについても ICTY で争われたが、判決では、法医学の専門家に限定的な背景知識が与えられているとしても、それが報告書の信頼性の疑義につながるとは言えない、と判断された²⁰⁾。法医学調査チームは、少なくとも建前上は、検察局のために働いているのではなく、裁判に必要な客観的事実の提示のために働いており、その行動原則は法医学上の科学的要請に基づく。

ところで、紛争下の死者の場合、すべての遺体を発見することは、きわめて困難である。武力紛争に伴う巨大な火力によって、遺体は識別不能なまでに損傷することが少なくない。また、国内の殺人事件や航空機の墜落事故などの比ではない量の人数が死亡していることが多い。さらに、軍事勢力が遺体を隠し、虐殺の証拠を隠滅しようとすることもある²¹⁾。そして、紛争（後）社会では治安も悪く、地雷が埋まったままになっているなど、調査環境が非常に悪いこともあり、遺体をすべて発見することは、あまり期待できない。その場合、死者数を死者・失踪者リストや、（紛争前および紛争後に収集した）住民情報などを基に、統計的に推算する必要が出てくる。このデータ生成過程に関与するのが、戦争人口論の専門家である。

国際刑事裁判では、上記のような様々なデータから犯罪の立証に必要なものだけを選別し、利用する。国際刑事裁判で求められる死者データは、主に死因や大まかな属性である。それゆえ、残された家族が満足するものとは限らない。多くの家族が死者の身元の判別を強く望むが、国際刑事裁判で犯罪を立証するうえでは、必ずしもそこまで明らかにする必要はない²²⁾。こうして科学・技術ネットワークには、しばしば裁判とは別に、家族のために性質を異にする死者データの生成が求められることがある²³⁾。

以下では、三つの死者データの生成過程のなかでも、特に ICTY において重要な役割を果たした、「法医学による死者の属性および死因の説明」（第 2 節）と「戦争人口論による死者数の推算」（第 3 節）に焦点を絞って分析を行う。

20) ICTY, Prosecutor v. Karadžić (Case IT-95-5/18-T), Judgment, Trial Chamber (March 24, 2016), para. 5530.

21) 旧ユーゴスラヴィア紛争では、証拠隠滅などの目的で、最初に遺体を埋めた場所から遺体を掘り出し、別の場所（二次埋却地）に埋めなおす作業が行われ、多数の遺体が激しく損壊された。Admir Jugo and Sari Wastell, 'Disassembling the Pieces, Reassembling the Social: the Forensic and Political Lives of Secondary Mass Graves in Bosnia and Herzegovina,' in Elisabeth Anstett and Jean-Marc Dreyfus (eds.), *Human Remains and Identification: Mass Violence, Genocide, and the 'Forensic Turn'* (Manchester: Manchester University Press, 2015).

22) Eric Stover and Rachel Shigekane, 'The Missing in the Aftermath of War: When Do the Needs of Victims' Families and International War Crimes Tribunals Clash?' *International Review of the Red Cross*, 84: 848, December 2002, p. 846. もちろん、家族によって要望は様々であり、一概に同じように扱うことはできない。

23) ルワンダの事例では、ルワンダ政府が法医学による身元調査に反対するなどしたことから、身元調査があまり実施されなかった。Remi Korman, 'Bury or Display? The Politics of Exhumation in Post-genocide Rwanda,' in Elisabeth Anstett and Jean-Marc Dreyfus (eds.), *Human Remains and Identification: Mass Violence, Genocide, and the 'Forensic Turn'* (Manchester University Press, 2015).

2 法医学による死者の属性および死因の説明

(1) ICTY の設立と法医学ネットワーク

これから ICTY での裁判における法医学の役割について検討していく。実のところ、法医学的調査は、ICTY の設立そのものに深く関わった。1992年夏、国連では、旧ユーゴスラビア紛争について大量虐殺をはじめとする重大な国際法違反の可能性が浮上した。そこで同年10月、国連安全保障理事会（以下、安保理）は、この問題について調査すべく、専門家委員会を設置した²⁴⁾。その2か月後、同委員会は、カナダ軍の法務官であったウィリアム・J・フェンリック（William J. Fenrick）を中心に、虐殺が疑われる現場での予備的な法医学調査を行った²⁵⁾。

調査チームは、法医学の専門家を必要としたため、アメリカに拠点を置く国際 NGO「人権のための医師団（Physicians for Human Rights）」（以下、PHR）に支援を仰いだ。当時、すでにアメリカには、PHR を中心に紛争や人権侵害の法医学調査を専門的に行うネットワークが存在した。その中心人物が PHR の事務局長だったエリック・ストーヴァー（Eric Stover）と、法医学の権威クライド・スノウ（Clyde Snow）だった。

ふたりの関係は、アルゼンチンの「汚い戦争」（1976-1983年）での失踪者調査にまで遡ることができる²⁶⁾。当時、独裁政権下のアルゼンチンでは、多数の一般市民が失踪しており、母と子どもが誘拐されたまま、行方不明になっている事例が数多く報告された。そこで誘拐された自分たちの孫の身元調査を行うことを目的に、「五月広場の祖母の会（Grandmothers of the Plaza de Mayo）」が結成された。けれども、独裁政権下のアルゼンチンには、彼女たちの必要に応えられる法医学の専門家はいなかったため、彼女たちは「アメリカ科学振興協会（American Association for the Advancement of Science）」（以下、AAAS）に支援を求めた²⁷⁾。ストーヴァーは当時、AAAS のスタッフで、彼がつくった支援団にいたのがスノウだった²⁸⁾。スノウはすでにアメリカ国内で法医学の専門家として活躍していた。彼はすぐにアルゼンチンの大学関係者に調査協力を求めたが断られてしまい、現地の大学生たちを教育することでスタッフとした²⁹⁾。そこで設立されたのが NGO「アルゼンチン法医学チーム（Equipo Argentino de Antropología Forense）」だった。彼らは軍事政権下で失踪したであろう人々の遺体を法医学的に分析していった。ここで教育された学生たちは法医学の専門家となり、後に旧ユーゴスラビアの法医学調査に参加することに

24) S/RES/780 (1992).

25) John Hagan, *Justice in the Balkans: Prosecuting War Crimes in the Hague Tribunal* (Chicago and London: The University of Chicago Press, 2003), pp. 39-40.

26) Eric Stover and Gilles Peress, *The Graves: Srebrenica and Vukovar* (Zürich: Scalo, 1998), p. 109.

27) Eric Stover and Molly Ryan, 'Breaking Bread with the Dead,' *Historical Archaeology*, 35: 1, 2001, p. 9.

28) Bradley Graham, 'On the Track of Killings in Argentina,' *The Washington Post*, June 23, 1987.

29) Luis Fondebrider and Vivian Scheinsohn, 'Forensic Archaeology: the Argentinian Way,' in W. J. Mike Groen, Nicholas Márquez-Grant, and Robert C. Janaway (eds.), *Forensic Archaeology: A Global Perspective* (Chichester, West Sussex: Wiley Blackwell, 2015).

なる³⁰⁾。

1992年、スノウをはじめとする、旧ユーゴスラビア紛争の法医学調査チームは、主にヴコヴァル（現在、クロアチアの東部に位置する町）で大量埋却地の調査を行った。そして、農村の一面に大量埋却地のひとつを発見した。しかし、現地のセルビア系の軍関係者はもちろん、平和維持活動の関係者からも十分な協力は得られず、調査は難航した³¹⁾。それでも彼らは期限内に虐殺の証拠の一部を発見した。1993年1月に出された報告書によれば、その埋却地には、およそ200体もの遺体が埋まっているものと推測された。解析の結果、殺害された人々は、その場所で処刑されたと結論された。証言者の情報とすり合わせると、遺体はその土地の病院にいた傷病兵、民間人、スタッフであろうと考えられた。また遺留品から、そこに埋められていたのがクロアチア系住民であることも明らかになった³²⁾。この報告書を受けて、1993年5月、安保理は国際刑事裁判所の設置を決定した³³⁾。

（2）スレブレニツァ事件に関する調査

ICTYの裁判で法医学調査がもっとも重要な役割を果たした事例のひとつが、スレブレニツァ事件に関する調査だった。法医学調査の在り方と、そこで得られたデータが、裁判でどのように利用されたのか見ていく。

スレブレニツァ事件は、1995年7月に起きた³⁴⁾。スレブレニツァは主にムスリム系住民が居住していた地域で、その周囲をセルビア系の人々が多く住む地域に囲まれていた。一時はセルビア系住民の居住地域を攻撃する拠点にもなったが、セルビア系の勢力が優勢になると、スレブレニツァは最終的に集中攻撃の対象となった。スレブレニツァは国連の安保理決議によって安全地帯とされたが³⁵⁾、国連保護軍（UNPROFOR）が守りきることができず、そこに住んでいた（また周囲から流入してきた）ムスリム系住民および捕虜が大量に殺害された。

スレブレニツァ事件に関する本格的な遺体調査は1996年4月頃に開始され、2001年まで続いた。虐殺直後に法医学調査が行われ、多くの証拠を確保できた点で、この事件はやや特殊であった。本件の捜査主任は、フランス警察出身のジャン＝ルネ・ルーズ（Jean-Rene Ruez）だった³⁶⁾。彼らは40か所以上の埋却地を発見し、およそ半数から遺体を掘り出した³⁷⁾。一般的に、法医学の調査

30) Ball, *Working in the Killing Fields*, Ch. 3.

31) Eric Stover and Gilles Peress, *The Graves: Srebrenica and Vukovar* (Zürich: Scalo, 1998), pp. 111-112.

32) U.N. Doc. S/25274 (1993), Annex II Report of a Preliminary Site Exploration of a Mass Grave near Vukovar, Former Yugoslavia.

33) S/RES/827 (1993).

34) スレブレニツァ事件については、長有紀枝『スレブレニツァ——あるジェノサイドをめぐる考察』（東信堂、2009年）を参照。この事件については、どこまでを「スレブレニツァ事件」として捉えるのかなど、本稿では取扱いきれない論点が数多く存在する。

35) S/RES/819 (1993).

36) Hagan, p. 133.

37) Karadžić Judgment, Trial Chamber (March 24, 2016), para. 5523.

は、埋却地の場所を割り出すことから始まる。この作業で重要な役割を果たしたのが、CIA から提供された航空写真と、スレブレニツァ事件に関与した当事者、ならびに現場から逃れた生存者の証言だった³⁸⁾。調査チームはこれらをすり合わせ、現場を行き来しながら埋却地を発見した。

その後、遺体の発掘が始まったが、スレブレニツァの場合、事態はやや複雑だった。それというのも虐殺の事実が露見することを恐れたセルビア系の軍事勢力が埋却地を掘り返し、一部の遺体を別の場所（二次埋却地と呼ばれる）に埋め変えたためである³⁹⁾。その過程で多くの遺体が激しく損傷したり、ひとつの遺体が破壊されて、ばらばらの場所に埋められたりした。

大量虐殺における遺体の法医学的分析は次のような工程で進められた。まず埋却地の発掘作業が（遺体の発掘を専門とする）法医考古学の知見に基づいて行われた。1996年のスレブレニツァの調査は、アメリカの法医人類学者であるウィリアム・D・ハグランド（William D. Haglund）を中心に進められた⁴⁰⁾。紛争地の場合、埋却地はすぐに発掘できるわけではない。地雷原になっていることが少なくないため、発掘前に地雷の探索が必要となる。しかし、調査チームは当初、国連の和平履行部隊（IFOR）の協力を得られず、代わりに地雷撤去を専門とするノルウェーの NGO の支援を得て、作業にあたった⁴¹⁾。

その後、人骨に関する専門知を持った法医人類学者により、遺留品の分析、発見された部位の確定、遺体の復元、骨などが示す身体的特徴の解析などが行われた（たとえば、骨盤からは性別、恥骨からは年齢などの情報が得られる）。そして、遺体の死因に関する専門知を持つ法医病理学者により、死因の特定が行われた。1996年のスレブレニツァの調査では、アメリカの法医病理学者ロバート・キルシュナー（Robert Kirschner）が中心的な役割を果たした⁴²⁾。この段階で、発掘されたものが本当に人間の遺体かどうか、死亡時期はいつか、死者は何歳くらいか、どういう属性か（たとえば、性別、民族、文民／軍人）、遺骨は身元判別に関わる情報を示しているか、どのような仕方で死亡したのか、などが問われた⁴³⁾。

最終的に、分析結果をデータ入力したうえで、失踪者の身体的特徴や生前の医療情報などと照合し、身元の判別を行った。失踪者の情報は、遺体の分析と異なり、生存者からの聞き取り調査によって得られる。スレブレニツァの失踪者情報は、ICRC と PHR がそれぞれ独立に収集した⁴⁴⁾。

38) Hagan, *Justice in the Balkans*, pp. 137-141.

39) Admir Jugo and Sari Wastell, 'Disassembling the Pieces, Reassembling the Social: the Forensic and Political Lives of Secondary Mass Graves in Bosnia and Herzegovina,' in Elisabeth Anstett and Jean-Marc Dreyfus (eds.), *Human Remains and Identification: Mass Violence, Genocide, and the 'Forensic Turn'* (Manchester University Press, 2015), pp. 150-151. 一次埋却地と二次埋却地の地理的な位置関係については、ICMP, *Missing Persons*, p. 97を参照。

40) Jean-René Ruez, « Les enquêtes du TPIY. Entretien avec Jean-René Ruez », *Cultures & Conflits*, 65, printemps 2007, para. 17.

41) Stover and Peress, *The Graves*, pp. 147-148.

42) *Ibid.*, p. 166; Tom Hundley, 'Chicagoan is Tackling Bosnia Forensic Puzzle,' *Chicago Tribune*, August 18, 1996.

43) Stover and Peress, *The Graves*, p. 163.

44) ICRC は虐殺事件直後に、PHR は事件のおよそ一年後に、独立に情報収集した。Helge Brunborg, Torkild

ICRCでは組織の理念として、裁判での証拠の提供や証人としての役割を引き受けないことになっており、あくまで残された家族のための情報収集ならびに提供という人道的目的に基づいて活動が行われた⁴⁵⁾。そうではあるものの、ICRCの失踪者リストは、PHRの情報とともに、死者データを生成するうえで、きわめて重要な情報源となった。2001年以降、法医学調査はICTYから国際行方不明者委員会(ICMP)に引き継がれ、本格的にDNA鑑定が行われるようになった⁴⁶⁾。ICMPとは、1996年のG7サミットの際にアメリカのクリントン大統領のイニシアティブのもと、旧ユーゴスラビア紛争での失踪者の身元調査を行うことを目的に設立された国際組織である⁴⁷⁾。彼らは2001年から2008年までの間に、埋却地と疑われた1,368か所を調査した⁴⁸⁾。

(3) 裁判の証拠としての法医学データ

スレブレニツァ事件に関与した人々は、国際法上、複数の罪に問われる可能性があった。第一に1949年のジュネーブ諸条約に違反した罪 (ICTY 規程第2条)、第二に国際人道法および慣習法に違反した罪 (同第3条)、第三に人道に対する罪 (同第5条)、第四にジェノサイド罪 (同第4条)である。これらの犯罪が成立するための要件はそれぞれ異なるが、本稿の目的はそうした国際法上の論点を検討するものではない。あくまで死者データが裁判で果たした機能や役割の分析である。

法医学データとの関連に着目するならば、重要なのは、死者の属性 (たとえば、民族や文民／戦闘員の区別など) と死因が上記の犯罪とどのようにつながるのか、という点である。死者が文民だったか否かが問われるのが、第一～三の犯罪である。死者が属する民族が問われるのが、第四の犯罪である。死因はいずれの犯罪とも関係するが、とりわけ重要なのが、戦闘の結果の死亡なのか、それとも無抵抗な状態で処刑されたのか、という点である。

そこで、ここではスレブレニツァに関わる死者の文民性と死因の問題が、裁判を通じて法医学データにより、どのように確定されたのか見ていく。そのために、ICTYの裁判のなかでも、法医学データとの関連がより明確に論じられた2つの裁判事例を取り上げる。ひとつはラディスラヴ・クルステイチ (Radislav Krstić) の第一審 (The Trial Chamber) での裁判である。彼はスレブレニツァで虐殺を実行したとされる、セルビア系の軍事勢力であったスルプスカ共和国軍

Hovde Lyngstad, and Henrik Urdal, 'Accounting for Genocide: How Many were killed in Srebrenica?' *European Journal of Population* 19, pp. 232-233.

45) M. Tidball-Binz, and U. Hofmeister, 'Forensic Archaeology in Humanitarian Contexts: ICRC Action and Recommendations,' in W. J. Mike Groen, Nicholas Márquez-Grant, and Robert C. Janaway (eds.), *Forensic Archaeology: A Global Perspective* (Chichester, West Sussex: Wiley Blackwell, 2015).

46) Karadžić Judgment, Trial Chamber (March 24, 2016), paras. 5523, 5559.

47) ICMPの活動については、Ian Hanson, 'Forensic Archaeology and the International Commission on Missing Persons: Setting Standards in an Integrated Process,' W. J. Mike Groen, Nicholas Márquez-Grant, and Robert C. Janaway (eds.), *Forensic Archaeology: A Global Perspective* (Chichester, West Sussex: Wiley Blackwell, 2015)、ならびに ICMP, *Missing Persons* を参照。

48) ICMP, *Missing Persons*, pp. 57-58.

(VRS) に属するドリナ軍団の司令官を務めた。もうひとつがラドバン・カラジッチ (Radovan Karadžić) の第一審での裁判で、彼はスルプスカ共和国の初代大統領にして、VRS の最高司令官だった。

① クルスティチ裁判

この裁判では、報告書の提出とは別に、法医学調査に関わった数名の専門家が証人として出廷した。具体的には、捜査主任のルーズにはじまり、オーストラリア警察出身の調査官ディーン・マニング (Dean Manning)、オーストラリアの法医考古学者リチャード・ライト (Richard Wright)、法医人類学者ハグランド、ペルーの法医人類学者ホセ・パブロ・バライバル (Jose Pablo Baraybar)、スコットランドの法医病理学者ジョン・クラーク (John Clark)、オーストラリアの法医病理学者クリストファー・ローレンス (Christopher Lawrence) などと続いた⁴⁹⁾。専門家らは、最初に学位、研究、専門、経歴などについて問われ、専門家としての資格を満たしているかどうか、すなわち、法医学の知見を代表して語るにふさわしい人物かどうか確認された。その後、ICTY で携わった業務と調査データの解説をひとつひとつ求められた。

スレブレニツァに関わる遺体の場合、死因の多くは銃撃によるものだったが、重要な証拠として議論に上ったのが、両手を縛っていたヒモや目隠しだった⁵⁰⁾。これらは死者が無抵抗な状態で殺害された可能性を示し、死因が自殺や戦闘によるものではなく、処刑によるものだったことを示唆した⁵¹⁾。また遺体には、戦闘によって生じるであろう傷もほとんど見られず、多くが正面ではなく背後から撃たれていた。こうしたことが、いよいよ処刑の可能性を高めた⁵²⁾。ただし、専門家の多くは、処刑が実施されたかどうかの解釈には、できるだけ踏み込まず、遺留品や遺体の状況についてのみ証言した。また科学的には、戦闘によって死亡した可能性を完全に排除することはできないとも指摘した⁵³⁾。彼らはあくまで法医学から導き出される可能性の束を提示した。

この裁判では、文民性の判定も重要な争点で、多くの場合、その手がかりは死者の遺留品だった。けれども、専門家らは、死者が文民だったかどうかの判断も自分たちの権限の範囲外であり、あくまで発見された遺留品がどのような性質のものかだけを証言した。それによれば、遺留品からは軍服などはほとんど見つからず、一般市民が普段の生活で身につけている衣服がほとんどだった⁵⁴⁾。

では、判決はどのように下されたのか。第一審では、犠牲者は主に処刑によって死亡したと認定された。その根拠は法医学者ら専門家によって収集され提出されたデータだった。具体的には、

49) See ICTY, Prosecutor v. Krstić (Case No. IT-98-33), Transcript (May 26, 2000–May 31, 2000), pp. 3532–4034.

50) この点については、一連の専門家の証言で何度も論点となった。See Krstić Transcript (May 26, 2000–May 31, 2000), pp. 3532–4034.

51) For example, Krstić Transcript (May 29, 2000), pp. 3765, 3769.

52) For example, Krstić Transcript (May 31, 2000), pp. 3940, 3958.

53) For example, Krstić Transcript (May 30, 2000), pp. 3858–3859.

54) For example, Krstić Transcript (May 30, 2000), pp. 3818, 3857, 3875.

少なくとも448体の遺体に目隠しがなされ、両手などを縛っていたと思われる423本のヒモが発見されたこと、さらに戦闘でつくであろう傷がなく、銃撃によって死亡していたこと、また、それらの法医学的データが生存者の証言と一致していたこと、そして、セルビア系の軍事勢力がわざわざ遺体を一次埋却地から二次埋却地へと埋めなおしており、証拠の隠滅を図ったように解釈できることなどだった⁵⁵⁾。

② カラジッチ裁判

カラジッチの裁判でも、やはりそれまでのクルスティチ裁判をはじめとする一連の裁判と同様に、報告書や専門家の証言といった法医学データが数多く利用された。ただし、裁判ではICTYによる法医学調査の科学的妥当性について、二点確認する作業が行われた。ひとつはハグラントの法医学調査の科学的妥当性である。彼が以前携わったルワンダでの法医学調査の適切性がルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) で問題になったことから、ICTYでも彼の調査方法に不備がなかったか確認が行われた⁵⁶⁾。もうひとつは、法医病理学者のキルシュナーが他の病理学者などのメンバーに諮ることなく、検死報告書を修正したことが問題とされた⁵⁷⁾。

こうした科学的妥当性に関わる問題について検討しつつ、本裁判でもクルスティチ裁判で提出された証拠や証言が何度も引用された。やはり、ここでも遺体に付属していた目隠しや両腕を縛っていたヒモが争点のひとつとなった⁵⁸⁾。ICTYの法医学者らは、布と遺体の状態からヒモが目隠しだったという解釈が有力であると主張した⁵⁹⁾。一方、カラジッチ側は、ICTYの法医学調査チームとは別の法医学の専門家を証人とし、死者データに関する別の解釈を提示した。たとえば、目隠しとされた布は衣服の一部にすぎなかった、あるいは兵士たちの宗教的な意味合いのバンダナだったと主張した⁶⁰⁾。そして、第一審の判決では、こうした遺体や遺留品の状態が処刑の証拠として解釈された。さらに報告書に基づき、死者の多くが文民であったと認定された。こうしてカラジッチは、人道に対する罪、ならびに国際人道法および慣習法違反の罪で有罪となった⁶¹⁾。

55) ICTY, Prosecutor v. Krstić (Case No. IT-98-33), Judgment, Trial Chamber (August 2, 2001), paras. 75-78.

56) ICTY, Prosecutor v. Karadžić (Case IT-95-5/18-T), Transcript (January 30, 2012), p. 23879; Adam Rosenblatt, *Digging for the Disappeared: Forensic Science after Atrocity* (Stanford: Stanford University Press, 2015), pp. 51-52.

57) Karadžić Transcript (January 30, 2012), pp. 23881-23883.

58) この点に関するハグラントの証言は Karadžić Transcript (January 30, 2012-January 31, 2012)、同様にクラークの証言は Karadžić Transcript (January 10, 2012-January 11, 2012) を参照。

59) Karadžić Transcript (January 31, 2012), pp. 23914-23915, 23947-23948.

60) Karadžić Transcript (July 23, 2013), p. 41755.

61) Karadžić Judgment, Trial Chamber (March 24, 2016), paras. 5643-5645.

3 戦争人口論による死者数の推算

ICTYの判決に影響を与えた、もうひとつの死者データが「戦争人口論に基づく死者数の推算データ」(以下、死者数データ)である。法医学同様、この領域もまたグローバルな科学・技術ネットワークが存在し、それがICTYの裁判を支えた。

奇しくも、このネットワークが生まれるきっかけのひとつが、法医学ネットワーク同様、アルゼンチンの「汚い戦争」だった。1977年、アメリカ統計協会(the American Statistical Association)の一員だったアルゼンチンの統計学者カルロス・ノリエガ(Carlos Noriega)が、公的な統計データの改ざんを軍事政権に求められ拒否したことから拘束され、それが統計協会で大きな問題となった。これをきっかけに、協会は世界各地で拘束された科学者の解放を求めるとともに、統計学者が人権侵害の問題にどのように取り組むかを積極的に議論し始めた⁶²⁾。そして、その成果が編著『人権と統計』(1992年)として発表された⁶³⁾。

こうして1970年代末から、統計を用いて人権侵害の実態を解明する研究や運動が始まったが、紛争犠牲者数の推算のための統計学的手法が発展するのは1990年代末のことだった。アメリカの統計学者パトリック・ボール(Patrick Ball)らは、1999年に「多重システム推算法(Multiple Systems Estimation: MSE)」をグアテマラの虐殺の事例に応用し、1978年から1996年までの間に、グアテマラでおよそ13万2千人もの人々が殺害されたと発表した⁶⁴⁾。

ICTYの裁判のなかで用いられた死者数データも、この多重システム推算法(以下、MSE)を用いた。MSEとは、捕獲再捕獲法(あるいは標識再捕獲法)という動物の個体数調査の手法を人間に応用した計算方法である。ここでは計算方法の詳細には立ち入らず、大まかな考え方のみを説明する。たとえば、ある池に魚が一定数いるとして、それが一体何匹なのか知りたいとする。捕獲再捕獲法では、その池で魚をつかまえて標識をつけ、戻す。その後、またつかまえて、標識の付いた魚の数を数える。これを何回か繰り返してデータを集め、そのデータを基に魚の総数を推定する。もし池の魚が少なければ、標識付きの魚を再度捕獲する可能性は高くなり、多ければ低くなる。それゆえ、捕獲を繰り返すことで、魚の総数のある程度、推算することができるというわけである。

では、紛争地での死者数にこれをどう応用するのか。ある紛争地で、幾つかの組織(たとえば、NGOや国際組織など)が紛争による死亡者のリストを各々独立に作成したとする。リストは魚で

62) Thomas B. Jabine and Douglas A. Samuelson, 'Human Rights of Statisticians and Statistics of Human Rights: Early History of the American Statistical Association's Committee on Scientific Freedom and Human Rights,' Jana Asher, David Banks, and Fritz J. Scheuren (eds.), *Statistical Methods for Human Rights* (New York; London: Springer, 2008).

63) Thomas B. Jabine and Richard P. Claude, *Human Rights and Statistics* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1992).

64) Romesh Silva and Patrick Ball, 'The Demography of Conflict-Related Mortality in Timor-Leste (1974-1999),' Jana Banks, David Scheuren, and Fritz J. Asher (eds.), *Statistical Methods for Human Rights* (New York: Springer, 2008), p. 118.

いうところの捕獲だと考える。複数のリストが独立に作成されたならば、それらは捕獲を繰り返したのと同じと解釈できる。いずれかの組織に死亡が報告された者もいれば、身内などがいないか、あるいは家族全員が死亡したなどの理由で、報告されない死亡者も存在するであろう。もしくは、たまたま調査チームが見つけれなかった死亡者もいるかもしれない。そこでこれらのリストを比較し、リスト間で重複している人々を数え上げる。重複している人々は、いわば魚でいうところの標識が付いた存在ということになる。そして、それらのデータを基に全体の人数を推算する。これがMSEの基本的な考え方である。もちろん、この応用が果たしてどこまで科学的に妥当なのかは重要な論点のひとつである⁶⁵⁾。

MSEは実際にスレブレニツァ事件、ならびにボスニア紛争全体に適用され、死者数の推算が行われた。では、ICTYでの役割を明らかにするために、再びクルスティチとカラジッチの裁判をそれぞれ検討する。

(1) クルスティチ裁判

ICTYの検察局は1997年、ボスニア紛争に関わる人口調査プロジェクトを開始した。そこでスレブレニツァ事件の死者数推算を担当したのが、ノルウェーの人口学者ヘルゲ・ブルンボルグ(Helge Brunborg)をはじめとする人口学の専門家だった。

ブルンボルグらの調査チームは、スレブレニツァの死者数を推算するために、幾つかのデータセットを利用した。まず失踪者・死亡者リストであるが、ひとつはICRCが作成したもの、もうひとつがPHRが作成したものだった。さらに紛争後に実施された選挙で使用された有権者リストを用いて、生存者を確認し、それらをリストから省いた。本当に存在する人物かどうかを確かめるために、戦前の人口調査記録も使用した。そしてMSEの手法に則り、これらのリストに共通に記載されている人間を数え上げ、死者数を推算した⁶⁶⁾。2000年6月、ブルンボルグはICTYでこの推算について証言し、少なくとも7,475人がスレブレニツァの虐殺で死亡したとの計算結果を報告した⁶⁷⁾(ただし、その数字のなかには戦闘による死者や病死、自殺者など、あらゆる死亡者が含まれる)。ICTYは2001年に出した一審の判決のなかでも、このデータに言及している⁶⁸⁾。

(2) カラジッチ裁判

2000年以降も人口調査チームの活動は続き、度々、死者数データの改訂が行われた⁶⁹⁾。このデー

65) この手法の概説ならびに問題点の検討については、Manrique-Vallier, Price, and Gohdes, 'Multiple Systems Estimation Techniques', ならびに Jewell, Spagat, and Jewell, 'MSE and Casualty Counts' を参照。

66) Helge Brunborg, 'Contribution of Statistical Analysis to the Investigations of the International Criminal Tribunals,' *Statistical Journal of the United Nations ECE* 18, 2001; Helge Brunborg, Torkild Hovde Lyngstad, and Henrik Urdal, 'Accounting for Genocide: How Many Were Killed in Srebrenica?' *European Journal of Population* 19, pp. 229-248, 2003.

67) Krstić Transcript (June 1, 2000), pp. 4036-4067.

68) Krstić Judgment, Trial Chamber (August 2, 2001), para. 81.

69) Ewa Tabeau, *Conflict in Numbers: Casualties of the 1990s Wars in the Former Yugoslavia (1991-1999)* :

タの確認ならびに改訂の過程で重要な役割を果たしたのが、身元調査のためのDNA検査である。身元調査の主体となったICMPは、法医学調査業務の一部を担っていたNGOのPHRと契約し、本格的にDNA検査を導入した⁷⁰⁾。導入以前は、遺留品や生前の医療記録との照合などから身元調査を行っていたが、データの不足ゆえに遅々として進まなかった⁷¹⁾。スレブレニツァの場合、少なからぬ遺体が一度埋められた後、セルビア系の軍事勢力によって掘り返され、二次埋却地に埋めなおされたことで、しばしば遺体が破壊され、場所もバラバラになった。それゆえ、遺体からひとりの人間を再構成することが非常に困難だった。しかし、DNA検査によって、遺体の個体識別が可能になり、データ上、(身元が判別されないにせよ)死者は再び社会的な存在となることができた⁷²⁾。ただし、DNA検査と簡単に言っても、身元の判別には失踪者リストにある人々の親族のDNAデータが必要で、その提供を(DNA検査のことを必ずしも十分に理解していない)膨大な人数に依頼をするという途方もない作業が求められた⁷³⁾。ICMPを中心とした継続的な努力の結果、2014年末の段階で7,000人近くの身元調査が完了した⁷⁴⁾。

カラジッチ裁判では、オランダの人口学者で、2000年から2011年までICTY検察局の人口調査チームのリーダーだったエヴァ・タボ(Ewa Tabeau)が証人として立った。そして、スレブレニツァをはじめ、3つの事例について人口学的分析を披露した。タボらの報告書では、スレブレニツァ事件で犠牲になった人数は7,905人とされた。この数字は一審の判決でも言及された⁷⁵⁾。

(3) 死者数をめぐる政治闘争

ICTYはこれまで、スレブレニツァだけでなく、1992年から1995年にかけてボスニア・ヘルツェゴヴィナで死亡した人数を推算してきた。2010年には、およそ10万人もの人々が死亡したとの見解を示した⁷⁶⁾。データベースによれば、そのうち40.2%が文民で、59.8%が戦闘員だった⁷⁷⁾。そして、大半の犠牲者がムスリム系住民とされた。

これとは別に、2007年にはサラエヴォに拠点を置くNGO「調査記録センター」が暫定的な調査結果を発表した。本センターは2004年に設立され、ノルウェー政府から資金援助を受けた。その調査結果によれば、およそ9万7千人が紛争で死亡したということだった⁷⁸⁾。この数字は、ICTY

Major Reports by Demographic Experts of the Prosecution in the Trials before the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (Belgrade: Helsinki Committee for Human Rights in Serbia, 2009).

70) ICMP, *Missing Persons*, pp. 52-53.

71) Wagner, *To Know Where He Lies*, p. 82.

72) *Ibid.*, p. 90.

73) *Ibid.*, p. 118.

74) ICMP, *Missing Persons*, pp. 64, 96.

75) Karadžić Judgment, Trial Chamber (March 24, 2016), para. 5572.

76) Jan Zwierchowski and Ewa Tabeau, 'The 1992-95 War in Bosnia and Herzegovina: Census-based Multiple System Estimation of Casualties' Undercount,' Paper for International Research Workshop on 'The Global Economic Costs of Conflict,' Berlin, 1-2 February 2010, p. 15.

77) *Ibid.*, pp. 15-16.

78) Lara J. Nettelield, 'Research and Repercussions of Death Tolls: The Case of the Bosnian Book of the

の推算と大よそ一致する。ところが、調査記録センターの調査結果に対して、現地社会からは激しい反発と批判が寄せられた。ボスニア政府は、犠牲者が20万人以上だったと主張し、セルビア系の政治家らはセルビア系住民の犠牲者の割合が少なすぎると反発した。現地の大学などに在籍する有力な研究者たちも、このセンターの調査が不当であるとし、調査を進めた責任者の個人攻撃にまで及んだ。このNGOの調査結果は、タボラ戦争人口論の専門家によるチェックも経て、その科学的な妥当性が明らかになったにもかかわらず、数値に対する反発は収まらなかった⁷⁹⁾。

4 科学・技術ネットワークと国際刑事裁判の関係

本稿では、ここまでICTYでの裁判における死者データの役割および機能について検討してきた。改めて本稿の冒頭に提示した分析枠組みに沿って、国際刑事裁判と科学・技術ネットワークの関係について検討したい。

ICTYでは、紛争実態をめぐって論争が繰り広げられた。一体、誰がどのように死亡したのか。彼らはいかなる属性で、死因は何だったのか。最終的に何人死亡したのか。ICTYの裁判では、ラトゥールが言うところの「より固い事実」に基づき、判決が形作られたように見える。すなわち、ある特定の政治勢力の意向に沿った事実を語るのではなく、出来る限り客観的で科学的なデータに基づき、紛争の実態を解明することに重きが置かれた。

そこで重要になったのが科学・技術ネットワークである。すなわち、紛争実態を解明するのに必要な専門知を有する、科学者や技術者のつながりである。本稿が明らかにしたように、死者データを生成するには、多岐に渡る専門知が必要になる。それゆえ、科学・技術ネットワークはきわめて広範なものとなった。そして、それは一国内だけで完結せず、きわめてグローバルな性質となった。死者データの生成に必要な専門知を持つ人々は、人数が限られているうえに世界中に点在した。ICTYはこれらをアドホックなかたちでつなぎ合わせ、調査チームにする必要があった。ただし、すでにアルゼンチンでの失踪者調査などの事例で形成されたネットワークが存在し、ICTYでもそれらが活躍した。彼らの存在がなければ、説得力のある判決を出すことは、きわめて困難だっただろう。彼らが現地で遺体や失踪者の家族と結びつくことで、データの生成が可能になった。

科学・技術ネットワークは、重要な証拠をいくつも提示した。その一方で、彼らはICTYの組織の一員ではあったものの、検察局のために働いているわけではなかった。それゆえ、法的解釈（とりわけ犯罪の帰責性）には踏み込まず、あくまで自分たちの専門性の範囲内で証言しようと試みた。その結果、可能性の束が提示された。裁判所の側では、専門家たちの履歴、業績、職歴を

Dead,' in Peter Andreas and Kelly M. Greenhill, *Sex, Drugs, and Body Counts: The Politics of Numbers in Global Crime and Conflict* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2010), pp. 162-165.

79) Nettelfield, 'Research and Repercussions of Death Tolls,' pp. 166-173; Patrick Ball, Ewa Tabeau and Philip Verwimp, 'The Bosnian Book of Dead: Assessment of the Database (Full Report),' HiCN Research Design Notes 5, 17 June 2007.

検討するなど、専門家としての資格や能力を裁判の場で検討し、彼らが専門知を代表して語るにふさわしいか確認された。また、カラジッチ裁判のように、法医学の専門家は弁護側でも召喚され、法医学の解釈についてその合理性が競われた。裁判所をはじめ、当事者らは皆、法医学や戦争人口論が客観的で法的に適切なデータを生成できる専門知であることを大前提とした。

ただし、ICTYが裁判を通じて生成した死者データが、現地社会に与えた影響については限定的だった可能性がある。科学・技術ネットワークが生成した「より固い事実」は、しばしば現地社会で力を持つ政治勢力には都合が悪く、無視あるいは激しい反発を招くものとなった。ICTYが完全に客観的で中立であるとは言えないが⁸⁰⁾、そこで提出された死者データは少なくとも科学的な論拠に基づくものだった。ラトゥールが指摘したように、そうした科学的な議論は社会に浸透しにくい性質を持っており、旧ユーゴスラビア紛争でもそれが顕著だった。

結論と示唆

このようにICTYの事例から、グローバルな科学・技術ネットワークが国際人道法の履行、とりわけその基礎となる事実の認定において、きわめて重要な役割を果たしていることが判明した。また、死者データの生成において、いかなる専門知が必要で、それがどのようなネットワークによって担われているのかも明らかになった。ネットワークはアドホックなもので、世界各地にいる専門家やNGOがICTYの裁判のために一時的に結びついたものだった。それが現地で遺体や失踪者の家族と結びつき、データが生成された。彼らの死者データは裁判で重要な証拠として利用されたが、データそのものは可能なかぎり法的な解釈は加えられていない、可能性の束としてのものだった。死者データは専門知に基づくより固い事実であることで、ICTYの判決の強固な基礎となった。

では、ICTYの事例はどこまで一般化可能なのか。ICTYの場合、法医学分析や統計分析に対して、相当量の資源が投入された。これはルワンダの事例とは対照的だった。また、武力紛争が生じたとしても、国際刑事裁判に発展する例は必ずしも多くない。国際刑事裁判になった場合でも、裁判所の権限は、国家の主権の前ではしばしば限定的である。ICTYは国連憲章第7章に基づく安保理決議に基礎づけられており、調査のための強力な権限を有した（これはICCとは大きく異なる点のひとつである）⁸¹⁾。その結果、国際人道法の履行において、科学・技術ネットワークの機能が最大限発揮されたわけだが、これはかなり例外的な事例だったとも言えよう。

80) 長、前掲書、注34、239-248頁。

81) 村井伸行「ICCに対する国家の協力」村瀬信也・洪恵子（共編）『国際刑事裁判所 第二版』（東信堂、2014年）、255-256頁。

【付記】

本稿は、科研費若手研究「紛争下での文民死者数データの生成の構造と、その歴史的展開の分析」（課題番号19K13639）、ならびに関西大学法学研究所「帝国」的实践研究班研究費に基づく研究成果の一部である。